

居宅介護支援事業所 熱海伊豆海の郷 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人湖成会が開設する指定居宅介護支援事業所(以下「事業所という。」)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の状況を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 熱海伊豆海の郷
- (2) 所在地 静岡県熱海市伊豆山717-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護支援専門員 1人(兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1人以上(専従)
介護支援専門員は、事業所に対する指定居宅介護支援の利用に対し要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設との連絡調整を行う。
- (3) 介護支援専門員一人当たりの担当利用者数を要介護認定者35名とし、要支援認定者の受託数を上限8名とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
ただし、緊急時に備え電話等により24時間常時連絡可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額とする。

(1) 市町村からの委託を受けて行う訪問調査

(2) 居宅サービス計画の作成

課題分析表は次のものを使用する

① M D S - H C方式

② 三団体ケアプラン策定研究会方式

③ 日本介護福祉会方式

④ 日本社会福祉会方式

⑤ 日本訪問看護振興財団方式

⑥ その他

(3) サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

・第8条の通常の事業の実施区域を越えてから1キロ毎に10円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 居宅介護支援の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施区域は、熱海市、湯河原町・真鶴町の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議において、利用者やその家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書による同意を得るものとする。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は社会福祉法人湖成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第10条 【身体拘束に対する取り組みについて】

利用者また、他の利用者などの生命または身体を確保するための緊急やむを得ない場合を除き、隔離・身体拘束・薬剤投与・その他の方法により利用者の行動を制限する行為は一切行いません。緊急やむを得ない状態が生じた場合、マニュアルに沿って介護保険法に定められた手順に従い対応します。また同時に、その解除を早期にできるように努力致します。利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じます。

【感染症予防対策について】

感染症予防及びまん延防止のため、感染症予防委員会を設置し、日常的な健康管理や手指消毒の基本的な感染対策や見直しや関係者に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が出たことを想定した教育訓練を実施します。感染拡大防止のため、感染マニュアルに沿って直接の訪問を一時的に見合わせて頂く事がございます

【虐待防止に関する事項】

利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するために必要な措置を講じます。事業所従業員または、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報します。

〈対応〉

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的にするとともに、その結果を従業員に周知徹底を図る。
- ②虐待防止のための指針の整備
- ③虐待を防止するための定期的研修の実施
- ④担当者の設置。

【業務継続計画の策定】

感染や非常災害の発生において、利用者に対する事業所サービスの提供を継続的に実施するために、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、計画に従って必要な措置を講じます。

従業員に対し、業務計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じ常務計画の変更を行います。

【事業所内のハラスメントに対する取り組み】

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。ハラスメント事案が発生してした場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考えについて研修を実施します。

附 則

この規程は、平成16年12月15日から施行する。

この規程は、平成18年 3月15日から改訂する。

この規程は、平成18年12月15日から改訂する。

この規程は、平成20年10月 1日から改訂する。

この規程は、平成22年 4月 1日から改訂する。

この規程は、平成22年11月 1日から改訂する。

この規程は、平成25年10月 1日から改訂する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から改定する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から改定する。